



タイ長期居 住者ビザ

Long-term Resident Visa



2022年9月1日から申請受付開始

タイ長期居住者プログラム (Long-Term Resident Program :LTR)

タイは、「長期居住者 (LTR) ビザ」という新しいビザを導入します。これは「ポテンシャル高い外国人」として、生活やビジネス拠点としてのタイの魅力を高めるために、税制や税制以外の様々な特典を提供する制度です。現在、タイはすでに世界中の多国籍企業の本拠地であり、アジアで最も重要な観光地の一つとなっています。

タイは「どこでも働ける」専門家として、非常に魅力的な場所です。この新しいビザ制度は、新たな外国人居住者、技術、人材を呼びよせ、タイ国内の消費と投資に貢献するとともに、経済成長を支えることが期待されます。タイ政府は今後5年間で100万人の裕福層や優秀な外国人居住者を呼び込むことを目標に掲げています。

どのような外国人がLTRビザを取得できるのか？

LTRビザは以下の4つのカテゴリーの外国人が対象です:

世界の富裕層、富裕層年金生活者、タイを拠点とするリモートワーク専門家、およびに高度な技能を持った専門家。LTRビザ保有者の配偶者及び扶養家族も同じビザを取得することができます。



世界の
富裕層

100万米ドル以上の資産を持つ富裕層



富裕層
退職者

50歳以上の定年退職者で年金受給者または安定した収入がある者



タイを拠点とする
リモートワーク
専門家

海外の有力企業で働くリモートワーカー



高度技能
を持つ専門家

タイ国内の企業、高等教育機関、研究機関、特定分野訓練機関またはタイ政府機関に勤務する対象業種の専門家



高度技能
を持つ専門家

LTRビザ保有者の配偶者およびに20歳未満の子供
(LTRビザ保有者1名につき扶養家族は4名まで)

LTRビザ保有者の特典は？

LTRビザ保有者には、タイでの長期滞在をより簡単に、法令手続きをより簡素化するための特典が付与されます。これらの特典には、個人所得税率の割引、雇用主が外国人1人につき4人のタイ国民を雇用する義務の撤廃、国際空港でのファストトラックの利用、90日ではなく1年間の入国管理局への報告、外国人居住者に関する規制の全体的な緩和等が含まれます。LTRビザ制度は、外国人の雇用プロセスを簡素化し、雇用された外国人専門家はタイの民間事業部門を強化することになります。



更新可能10年ビザ



外国人1人に対しタイ人4人雇用義務の免除



タイの国際空港におけるファストトラックサービスが利用可



90日レポートを1年レポートに延長および再入国許可申請の免除



タイでの就労許可 (デジタル労働許可証)



高度技能を持つ専門家の個人所得税を17%に

Immigration bureau
One stop Service
(Immigration division)



ワンストップサービスセンターにおける入国手続および労働許可証の円滑な手続サービス

資格要件

この新しいLTRビザでタイに住み、様々な特典を享受したいと思いませんか？ 要件は下記の通りです。

資格要件



資産状況&投資

- 100万米ドル以上の資産
- 過去2年間における年間個人所得が8万米ドル以上
- 50万米ドル以上のタイ国債、海外直接投資、またはタイの不動産投資



健康保険

5万米ドル以上の医療保険、タイ国内における治療費を保障する社会保険、または10万米ドル以上の銀行預金があること

Work-from-Thailand Professional

高度技能を持つ専門家

過去2年間における年間個人所得が8万米ドル以上



個人所得

過去2年間における年間個人所得が8万米ドルを下回るが、4万米ドルを上回る場合、修士号以上の学歴保持者、知的財産権の保持者、またはシリーズAの資金調達を受けていること

過去2年間における年間個人所得または退職前の年間個人所得が8万米ドルを下回るが、4万米ドルを上回る場合、科学技術分野における修士号以上の学歴保持者、またはタイにおける担当業務関連の専門家であること

タイ政府機関での就労者は個人所得要件を免除



現在の雇用主

上場会社、または創業3年以上で過去3年間の合計収入が1億5千万米ドル以上であること

- 対象業種に限る
- 高等教育機関、研究機関、特定分野訓練機関、タイ政府機関



経験

過去10年間で現職の関連分野で5年以上の実務経験があること

対象業種における5年以上の実務経験があること（但し、対象業種において博士号以上の学歴保持者、またはタイ政府機関に就労する申請者は免除）

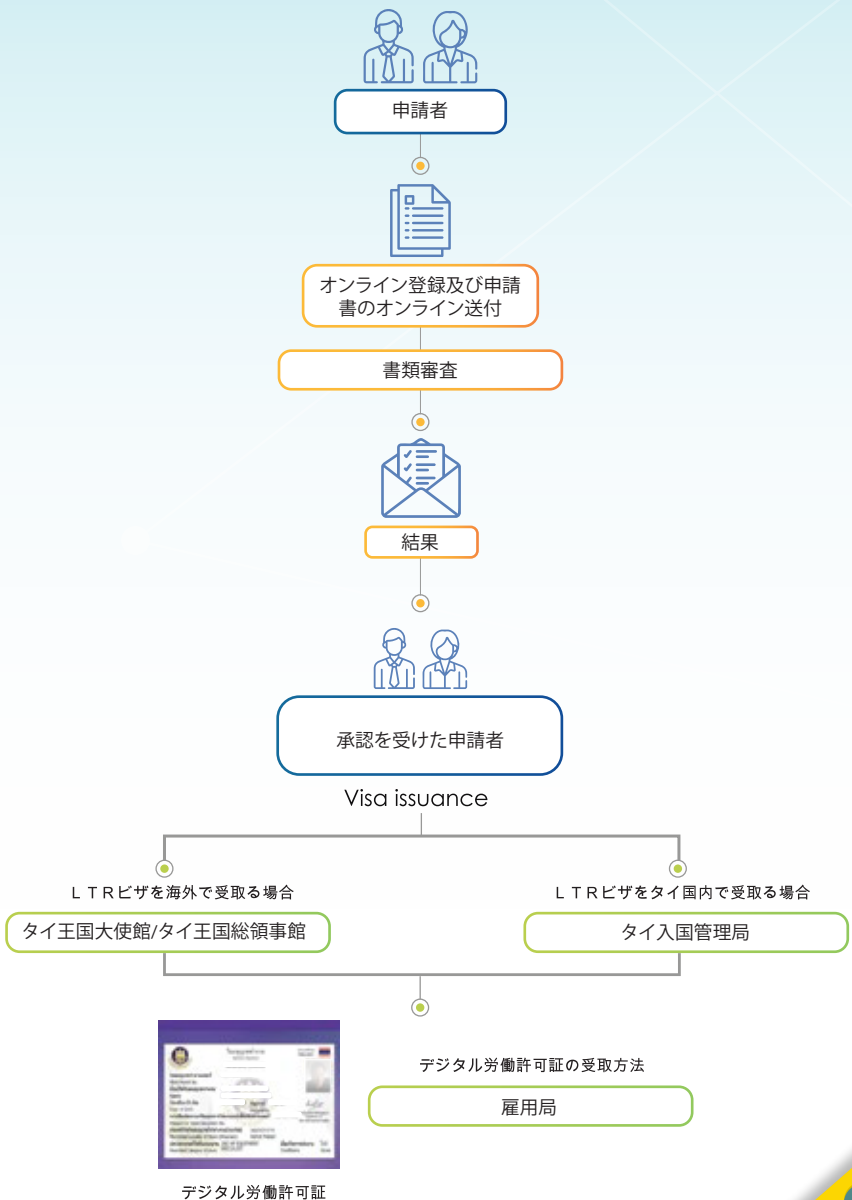


健康保険

5万米ドル以上の医療保険、タイ国内における治療費を保障する社会保険、または10万米ドル以上の銀行預金があること

ビザ申請と発行

1. LTRビザの申請書と必要書類をオンラインで登録し、提出する。
2. 全ての書類受理後、30営業日以内に申請者へ審査結果を通知する。
3. 承認を受けた申請者は、承認書の発行日から60日以内に、海外のタイ王国大使館/タイ王国総領事館 またはタイ入国管理局でLTRビザの発行申請することが可能。10年マルチプルエントリービザの申請手数料は1人当たり50,000バーツ。
4. タイ長期居住者ビザ (Long-Term Resident Visa) タイ長期居住者ビザ (Long-Term Resident Visa) タイで働く申請者は、バンコクのチャムチュリースクエアビルのワンストップサービスセンターにある雇用局または地方の労働局でデジタル労働許可証を受取ることが可能。デジタル労働許可証を維持するための手数料は年間3,000バーツ。



タイ長期居 住者ビザ Long-term Resident Visa

お問い合わせ先



エキスパート・サービス部
ビザ・労働許可証の
ワンストップサービスセンター(OSS)

18th Floor, Chamchuri Square Building,
Phayathai Road, Pathumwan,
Bangkok 10330

Tel: +66 (0) 2209 1100 ext. 1109-1110

E-mail: ltr@boi.go.th

